

むろらん



市政だより

1月 / 15日

昭和49年 No. 332



— 新しい児童館で人形劇を楽しむよい子たち —

## 高砂児童館オープン

市内で8番目の児童館が高砂町3丁目に、12月25日オープンしました。

この児童館は水元、高砂、天神町に住む児童、生徒が、この施設を利用して、健全な青少年に育つことを願って建設したもので、建面積 194.4平方メートル、総工費 900万円を要しております。

なお、市内の各児童館とも児童、生徒のほか、地域の婦人、青年層や町会、母親クラブ、PTAなど、公共性のある集会にも利用できますので、どしどしご利用ください。

# 五か年計画で 道路網など街並を整備

室蘭圏都市計画事業陣屋土地区画整理事業の事業計画は、昭和四十八年十二月二十六日付で北海道知事の認可を受け、いよいよ事業がスタートしました。

室蘭市の土地区画整理事業としては、東室蘭地区、絵鞆地区に次ぐもので、区域面積約五十一ヘクタール、総事業費約十三億円で昭和四十八年度から五か年計画で実施されます。

この事業は、道路網や公園などの公共施設を適正に配置し、宅地の利用増進を図ることを目的として行われるものです。事業の実施にともなって、建築行為等の制限や届出の手續が必須となり、また権利者の意向を反映するための土地区画整理審議会が設置されます。

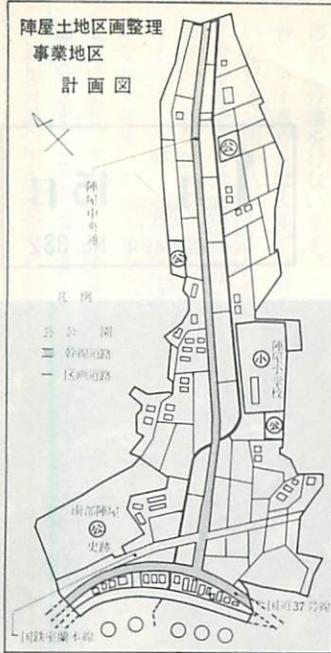
## 換地計画について

土地区画整理事業の区域に含まれた土地は、事業計画に定められた公共施設に合わせて、新たに換地されます。

## 建築行為等の制限について

つぎの行為をしようとするときは、あらかじめ許可を受けなければなりません。

- 一、土地の形質の変更（盛土、土砂瓦れきの搬入、たい積、掘削、宅地造成等）
- 二、建築物その他の工作物の建築、改築、増築（面積が三・三平方メートル未満の場合も必要です）



三、重量が五トン以上の物体の搬入、たい積

※この許可申請の用紙は、市役所区画整理課に備えてあります。

## 借地権の申告について

事業の施行にあたって、従前の土地の権利の内容を知る必要がありますので、借地権を持っている人は地主さんと連署のうえ、借地権の申告をしていただきます。申告された借地権は、建物の位置などを考慮して権利の指定をします。

また、この申告がなければ、つぎに述べる審議会委員の選挙に関する権利が生じません。

## 土地区画整理審議会とは

土地区画整理審議会というのは事業の実施にあたって、権利者の意向を充分に反映するために設置されるもので、委員は権利者の代表で、土地所有者と借地権者の中から選挙で選ばれます。

陣屋土地区画整理地区の委員の数は十一人となります。審議会が設置されますと、施行者は換地計画や仮換地指定等について、審議会に諮問し決定することになります。

この審議会委員の選挙については、その都度権利者に通知すると共に公告します。なお、陣屋土地区画整理事業についてのご質問や図書の縦覧については、市役所区画整理課（電話22-111-内線三三四）にお問い合わせてください。

# 適正な宅地開発を 市宅地開発指導要綱を制定

室蘭市内における宅地開発の現状は、ご承知のように特有の地形から、しだいに高台地区へと移ってゆく傾向にあるため、とかく環境を悪くし、種々の弊害を招いておりますが、特に無秩序な宅地開発は、降雨時のために水害やけがれの災害をもたらす大きな原因となっております。

このように無秩序な宅地開発を防止し、快適で機能的な都市環境を確保するため、市では民間宅地開発事業者に対する行政指導を基本としております。

このように無秩序な宅地開発を防止し、快適で機能的な都市環境を確保するため、市では民間宅地開発事業者に対する行政指導を基本としております。

## 優良中小企業関係者の表彰該当者を募集

市では、市内で働く優秀な従業員の方、中小企業を経営され、市民サービスの向上などに努められている方を表彰することになっており、該当者を募っています。つきに該当される優秀な候補者を推せんしてください。

- △従業員の方
- 市内の事業所等（中小企業者等以外の方も含みます）に勤務する従業員で、役職員でない方。
- 同一の事業所に二十年以上勤務

開発事業者に対する行政指導を強化するとともに、良好な宅地を市民に提供できる宅地開発を基本とした「室蘭市宅地開発指導要綱」を制定し、昭和四十八年十二月十日から実施しています。

- △要綱の主な内容
- 適用対象工事は、面積一、〇〇〇平方メートル以上の宅地開発工事。
- 道路、公園、消防水利、上・下水道等の設置基準の適正化。
- 宅地開発に伴う公共・公益施設等の整備。
- などについて強力に技術水準の向上を図り、宅地開発に対する適切な指導行政を基本としております。

※くわしくは、市役所建築指導課（電話22-111-内線二九四）におたずねください。

- し、勤務成績の優秀な方。
- △中小企業商業経営者の表彰
- 販売効果を高めるため、商品の陳列、照明等を改良し、市民サービスの改善と向上に努め、他の模範となる方。
- ☆提出書類：従業員表彰は、事業主の推せん調査表、中小企業商業経営者表彰は、室蘭商工会議所の推せん調査表が必要で、

☆提出先と期日：一月三十一日までに、推せん調査表に必要事項を記入のうえ、市役所商工観光課、または室蘭商工会議所総務課に提出してください

◇土地の課税標準額の算出方法◇

- 48年度の評価額④
- 48年度の課税標準額⑤
- 一定の上昇率(負担調整措置)を継続して計算した48年度の額⑥
- 一定の上昇率(負担調整措置)を継続して計算した49年度の額⑦

(別表1)

区分	昭和49年度	昭和50年度
住宅用地	④の額が⑤の $\frac{1}{2}$ を越える場合は $\frac{1}{2}$ の額とします ④の額が⑤の $\frac{30}{100}$ に満たない場合は $\frac{30}{100}$ の額とする	評価額④の $\frac{1}{2}$ の額とします
非住宅用地	法人所有地 $A - \frac{1}{3}$ (A-C) 個人所有地 $A - \frac{1}{2}$ (A-B)	評価額④を課税標準額とします

併用住宅敷地の取扱区分

(別表2)

家屋	①居住面積の割合	②の割合
① 地上5階以上の耐火建築物の場合	25%~50%未満 50%~75% 75%以上	50% 75% 100%
② 上記①欄以外の家屋の場合	25%~50%未満 50%以上	50% 100%

昭和四十九年度住宅用地の申告について

昭和四十八年六月一日号、同月一日号の市政だよりでお知らせしましたとおり、昭和四十八年度から土地の固定資産税は、住宅用地と非住宅用地とに区分され税額を算定しています。

昭和四十八年度は、市役所資産税課で住宅用地の認定調査を行い、その適用を受けた方々への税額の変更通知を四十八年十月十五日に行ないましたが、その後、毎年一月一日現在の現況により課税することになっていきますので、変更があった方は、一月三十一日までに申告をしてください。(変更のない方は申告の必要はありません) その土地の使用目的に変更のある

ある該当者の方で、申告をいたしませんと別表1のとおり課税上の特別措置を受けられませんので、必ず申告してください。

居住部分と事務所、店舗、工場等がある家屋をいいます) ◆この申告を要する土地の所有者と申告期限は ◆あなたが所有する土地に専用住宅、共同住宅または併用住宅(この場合延床面積のうち居住部分が四分の一以上を占めるもの)が建っており、前年度において特別措置の適用を受けなかった方は該当します。また、その家屋があなたの所有でない場合でも適用されませんので、市役所資産税課土地係に一月三十一日までに申告書を提出してください。

- ◆変更の内容とは ◆
  - 1 住宅用地以外の土地が、あらたに住宅用地として使用することになった場合
  - 2 住宅用地から住宅用地以外への使用を変更した場合
  - 3 家屋の床面積または用地に変更があった場合
- ◆住宅用地とは ◆ もっぱら人の居住の用に供されている部分の、つぎの家屋の敷地をいいます。
- 1 専用住宅(一棟の家屋の全部が居住の用に供されている家屋をいいます)
  - 2 共同住宅等(アパート、寮、寄宿舎等の家屋をいいます)
  - 3 併用住宅(一棟の家屋の中に

申告用紙は同係と各地区サービスセンターに備え付けてあります。なお、申告書の書き方、申告の要領、申告書の提出など、くわしくは市役所資産税課土地係(電話22-11-1内線二四三)におたずねください。

保育所の

入所児童を受付

四月一日から市内各保育所へ入所を希望する児童の申込み受付をつきにより行ないます。

入所資格

本市の住民で、児童の母親が日中働いていたり、母親が出産の前後であったり、母親が病気でいたり、母親が病人の看護をしていたり、などの事情で、家庭で児童の養育ができず、かつ、同居の親族その他の方が養育にあたることのできない就学前の児童。

入所申請書の配付

○期 間：二月一日～二月九日  
○場 所：各保育所、市役所福祉施設課

時間

○時 間  
・保育所は午後一時～午後四時  
・市役所は午前九時～午後五時

受付と面接

入所申請書類の受付と面接は、つぎの日程で行ないますので、入

市営住宅の

補充入居者を募集

市営住宅の補充入居者を、つぎのとおり募集します。  
▽申込み受付：一月二十一日～一月二十六日(土曜は正午まで)  
▽申込み資格：市内に住所または勤務先があり税金を滞納していない方。入居は、四月一日

所を希望する児童を連れて、所定の場所へおいでください。  
\*保育所では、受付、面接は行ないませんのでご注意ください。  
受付および面接日程

日	場 所	時 間	入所対象保育所
2日	祝津地区	9.30~15.30	祝津、小橋内保育所
12日	母恋地区	"	みどり、室蘭保育所
13日	輪西市民会館	"	輪西、双葉保育所
14日	東地区	"	東町、大和保育所
15日	白鳥台地区	9.30~12.00	白鳥保育所
16日	高砂地区	9.30~15.30	水元保育所
18日	中島地区	"	中島保育所
19日	文化センター	"	港、国の子、常盤保育所
20日	本輪西地区	"	本輪西、光の国保育所
21日			

入所児童の決定  
三月二十日頃に決定し、各申請者に通知します。

から来年三月三十一日までの間に、市営住宅にあきがあった場合入居順位によって入居できます。  
▽申込み先：市役所住宅課。申込み用紙は住宅課と各地区サービスセンターにあります。  
\*収入基準のこともありますのでくわしくは市役所住宅課(電話22-11-1内線三五七)におたずねください。

婦人講座の

受講生募集

市勤労婦人センターでは、つぎの講座の受講生を募集します。

受講される方は、はがきに住所、電話、氏名、年令、希望講座名、昼夜の別を明記して、市勤労婦人センター（〇五一市内栄町二一）に申込みしてください。

なお、はがきに一講座名だけを記入のこと。

△初級簿記講座V 定員三十名  
期 間：一月二十八日の月曜日から三月四日までの毎週月曜日

木曜日の二回（計十回）  
十時～十四時三十分

内容：初級簿記（簡単な決算まで）

募集期間：一月十五日から一月二十二日まで

受講料：無料（ただし教材費とし

て五百円程度必要）

△茶道講座V 定員三十名

期 間：二月七日の木曜日から毎週木曜日

七回

〇昼の部 十時～十二時

〇夜の部 十八時～二十時

募集期間：一月二十一日から一月二十五日まで

受講料：無料（ただし材料費として二百円必要）

△木目込み人形講座V 定員三十名  
期 間：二月八日の金曜日から毎週金曜日

八回

〇昼の部 十時～十二時

〇夜の部 十八時～二十時

募集期間：一月二十一日から一月二十五日まで

受講料：無料（ただし材料費として人形一体二千六百円程度必要、期間中二休作成予定）

※定員を越えた場合は抽せんにより受講生を決定します。

なお、開講のご案内は、受講生にきまつた方のみさしあげます。

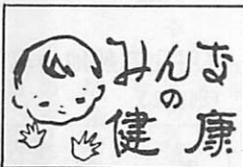
白鳥台ニュータウン  
追加分譲受付中

白鳥台開発センターで、宅地の追加分譲を行います。白鳥台ニュータウンは大変ご好評をいただき、四十八年度分の予定分譲地は全区画分譲がましまりましたが、みなさまの強いご要望により、さらに二十区画を追加分譲することになりました。

追加分譲の申込み受け、の改訂が予定されております。

二月二十五日までですので、分譲をご希望の方は早めに申込みください。（申込者多数の場合は、抽せんを行います）

なお、くわしいことは白鳥台開発センター（電話〇四六八七）へおたずねください。四十九年度からは、分譲価格



<3歳児健診>無料

保健所主催

2月14日 輪西市民会館

・時間… 9.30～11.30  
13.00～14.30

・対象…45年11、12月、46年1月生まれで御崎町から日の出町、高平町から崎守町に住す幼児。

<先天性股関節脱臼検診> 保健所主催

2月20日  
・時間…10.00～11.30  
13.00～14.00

・対象…生後3か月から1歳未満の幼児  
・定員…80名  
・料金… 200円  
・申込み…受診希望の方は往復はがきに、住所、乳児の氏名、生年月日、保護者の氏名を記入のうえ検診日の10日前までに必ずするよう保健所に申込みください。

※当日は、母子手帳を持参してください。

市役所保健室  
本輪西地区

5、19日  
白鳥台地区  
・時間…13.00～14.00

※生後3か月から小学校入学まで毎年1回お受けください。

<定時予防接種>毎月各週

・時間…13.00～14.45  
火曜日 市役所保健室  
水曜日 中島地区  
木曜日 衛生輪西分室  
金曜日 市役所保健室  
" 本輪西地区

2月7、21日  
白鳥台地区  
・時間…13.00～13.45

◆種目  
・3種混合…生後3か月以上の乳幼児（無料）  
・種痘…生後6か月から24か月の乳幼児（無料）  
・ジフテリア…小学校入学前6か月以内の幼児（無料）  
・インフルエンザ…3歳以上の人（2回接種）  
※15歳未満および70歳以上の人（無料）  
15歳～69歳までの人（有料）1回 300円

<6か月児検診>無料

・時間…12.30～14.00  
・対象…48年8月生まれの赤ちゃん。

2月19日 本輪西地区  
20日 労働会館  
21日 中島地区  
22日 衛生輪西分室

※対象者には個人通知しますが、万一通知書が届かない場合でも受診できます。

<結核検診>無料

◆レントゲン撮影  
・時間…13.00～15.00

2月5日、12、26日 市役所保健室  
6、13、21、27日 中島地区  
7、14、22、28日 衛生輪西分室  
8、15、19日 本輪西地区  
20日 労働会館

◆ツ反  
・時間…13.00～15.00  
2月4、18日 中島地区  
5、19日 衛生輪西分室  
6、20日

<乳幼児相談>無料

・時間… 9.40～11.00  
2月1、15日 本輪西地区  
7、28日 衛生輪西分室  
12、26日 市役所保健室  
13日 白鳥台地区  
・時間…13.00～14.00

<家族計画相談>無料

2月18日 衛生輪西分室  
受付時間…10.00～10.30  
※近く結婚される方は、ぜひ受講してください。

<離乳食講習会>無料

3月4日 衛生輪西分室  
・時間…13.00～15.00  
・対象…48年11、12月生まれの赤ちゃんをおもちの方。

<母親学級>無料

2月6、13、20、27日 衛生輪西分室  
・時間…13.00～15.30  
※<離乳食講習会><母親学級>は定員30名です。受講希望の方は、市役所衛生課保健係へ電話または口頭で申込みください

1月の納期  
道市民税  
第四期  
自主納税で明るい市政